

令和7年11月11日
総務企画委員会協議会資料
なばりの未来創造部危機管理室

名張市防災会議条例の一部改正について

1. 改正の趣旨及び背景

災害対策基本法の規定により設置している名張市防災会議の実効性及び機能性の向上並びに体制の強化を図るため、災害対応の要となる自衛隊の専門的知見を地域防災計画へ反映する仕組みを整え、同法に基づく都道府県防災会議の組織に準じ、委員に陸上自衛隊の隊員を加えます。

また、医療機関としての視点を地域防災計画へ継続的に反映できるよう地方独立行政法人名張市立病院の理事長が指名する者を委嘱することができるよう名張市防災会議条例について所要の改正を行おうとするものです。

2. 改正の内容

- (1) 名張市防災会議の委員に充てる者に、次に掲げる者を加えます。
 - ア 本市を警備区域とする陸上自衛隊の隊員のうちから市長が委嘱する者
 - イ 地方独立行政法人名張市立病院の理事長が指名した者のうちから市長が委嘱する者
- (2) その他所要の改正を行います。

3. 施行期日

令和8年1月1日から施行します。